

第7章

施策の推進体制等

第1節 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有（内閣府、法務省、厚生労働省）

社会全体で子供・若者育成支援のための取組が適切に推進されるようにするためには、子供や若者の実態や意識を把握し、広く国民の間で事実認識を共有することが重要である。

内閣府は、子供や若者に関する調査研究を実施しており、これまでの調査研究の結果については、広く国民の間で積極的に活用されるようホームページ¹などで公開している。

また、子供や若者が積極的に意見を述べる機会を作り、その社会参加の意識を高めることを目的として「青少年意見募集事業」を実施し、インターネットを利用して全国で募集した中学生から30歳未満の「ユース特命報告員」約300名に対して意見を求めている。平成28（2016）年度は、関係省庁の協力の下、「若者の雇用について」（厚生労働省）、「これからの教育・学びのあり方について」（文部科学省）、「若者のライフプランについて」（内閣府）、「2050年のわたしたちを取り巻く環境のために、いま何が必要か」（環境省）の4テーマについて意見募集を実施した。

厚生労働省は、厚生労働科学研究費補助金により、子供・若者やその保護者に関する調査研究を推進している。

第2節 広報啓発等

1 広報啓発・情報提供等

（1）子供・若者育成支援強調月間（内閣府）

内閣府は、子供・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、昭和53（1978）年から、毎年11月を「子供・若者育成支援強調月間」²と定め、関係府省、地方公共団体、関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施している（第7-1図）。平成28（2016）年度は、「支えよう 輝くひとの 夢みらい」をスローガンに掲げ、以下の5点を重要事項として取り組んだ。

- ・子供・若者の社会的自立支援の促進
- ・子供の貧困対策の推進
- ・児童虐待の予防と対応
- ・生活習慣の見直しと家庭への支援
- ・子供を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進

第7-1図 子供・若者育成支援強調月間



（出典）内閣府資料

1 <http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu.html>

2 昭和53年度から平成21年度までは、「全国青少年健全育成強調月間」として実施してきたが、平成22年度からは「子ども・若者育成支援推進法」の施行を踏まえ、名称を「子供・若者育成支援強調月間」と変更した。
<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/index.html>

月間中、関係府省や地方公共団体、関係団体において、各種行事や広報啓発活動が行われた。

(2) 子供と家族・若者応援団表彰、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー等（内閣府）

内閣府は、子供や若者を育成支援する活動などにおいて顕著な功績があった個人、団体、企業に対し「子供と家族・若者応援団表彰」を、社会貢献活動において顕著な功績があった青少年（団体を含む。）に対し「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」を実施している³。また、子供や若者を育成支援する優れた活動などを広く社会に紹介する「子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業」を実施している。「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」は、平成26（2014）年度まで「社会貢献青少年表彰（内閣府特命担当大臣表彰）」として実施していたが、平成28（2016）年2月に決定した「子供・若者育成支援推進大綱」に基づき、内閣総理大臣表彰として創設したものである。平成28年度には、

- ・「子供と家族・若者応援団表彰」では、内閣総理大臣表彰として1名、3団体、1企業を、内閣府特命担当大臣表彰子供・若者育成支援部門として7名、7団体をそれぞれ表彰
- ・「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」では内閣総理大臣表彰として1名、1団体を、内閣府特命担当大臣表彰として1名、5団体をそれぞれ表彰
- ・「子供と家族・若者応援団活動事例紹介事業」では、7名、8団体が実施した子供・若者を育成支援する活動の紹介

を行った。

COLUMN No.9

「子供と家族・若者応援団表彰」、 「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」

平成28（2016）年度「子供と家族・若者応援団表彰」において子供・若者を育成支援する活動で内閣総理大臣表彰を受賞した3団体、「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」において内閣総理大臣表彰を受賞した1名、1団体を紹介する。

「子供と家族・若者応援団表彰」（内閣総理大臣表彰）

（1）ドリームプレイウッズ管理運営委員会（神奈川県）

平成14（2002）年7月に「冒険遊び場」をオープンさせ、以後、継続的に活動し、平成29（2017）年の7月で15周年を迎える。現在、構成員は10代から80代の人材が綾瀬市から集まり、54名で活動を行い、子供たちとの交流を深めている。

主な活動として、様々な世代の構成員が、遊休地を整備活用して、子供たちが自由に豊かな自然遊び体験ができる「冒険遊び場」を年中無休で運営しているほか、緑地保全、集団宿泊体験（年1回）、イベントの実施など、多角的な活動を行っており、市内だけではなく、市外からも含めて、年間約1万8千人の来場がある。



（表彰の様子）

3 受賞者やその活動内容は内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/youth/ikusei.htm>）を参照。



(冒険の遊び場の様子)

地域住民の力で緑地を保全して冒険遊び場を整備し、子供たちが自由に遊ぶことにより、生きるために必要な主体性、感じる力、社会性、身体能力等を養える場である「冒険遊び場」を創出するとともに、利用者、運営者双方の異世代交流、地域間交流の場が創出され、維持されてきた。毎日、地元・近隣を含め、児童を中心に50～100名の利用があるなど、活動が深く浸透している。

(2) 特定非営利活動法人 子どもと文化の森（愛知県）

昭和50（1975）年に任意団体「尾北おやこ劇場」として設立され、子供とその親に対して舞台芸術鑑賞活動、子供の祭りなど体験活動を中心に活動を展開させていた。平成8（1996）年から子育て支援の活動を開始し、平成15（2003）年に「子どもと文化の森」と改称して活動を展開。活動人員は338名に上る。



(体験活動の様子)

主な活動としては、子供が中心となり、子供がイメージする「まち」を子供たちの手で創りあげ実施する「こどものまち」など子供の文化活動を中心に置き、「子どもと大人が共に育ちあう」ことを目的とし、子供の活動や乳幼児の母親を支援する活動を展開。乳幼児の母親がゆったり過ごせる「ちゃいんどすぺーす」、「きっず・マープル」等の運用は母親支援ができる人材育成にも寄与している。平成20（2008）年からは、入院中の病児の支援にも取り組む。

子供の文化活動を中心に据えつつ、子育ての中の母親に対しても、子供の成長に寄り添う大人としての視点を踏まえた支援をするとともに、入院中の病児支援では、病児のQOL（生活の質）を高める活動として木のおもちゃを中心とした遊びの提供や、工作教室等、科学実験などの活動を展開している。活動が地域住民を巻き込み、幅広い年齢層からの参加とともに、近隣地域へも波及している。

(3) たくましい久保っ子を育てる会（山口県）

平成元（1989）年、久保公民館区における地域の教育的環境の醸成を目指して、青少年健全活動を推進することを目的に設立された。結成以来、「子どもたちとともに、地域に根ざした活動をしようー子育ては、みんなの手で！ふるさとづくりは子どもたちとともにー」を合言葉に、地域が主体となった学校と地域社会の連携・融合による青少年健全育成活動に取り組んでいる。会員は、地域で活動する30団体の代表者30名。



(祭りの様子)

主な活動としては、地域の子供に対して、ボランティアとして地域の伝統的な祭り等への参加促進、農業体験、読書教室等を含めた「放課後子ども教室」の開催、郷土の自然環境に理解を深める活動（ウォークラリーなど）、季節行事等を計画・実施している。

従来からある地域のつながりに着目し、転入者も積極的に巻き込んだ上、子供たちを主人公にして、その成長を地域社会全体が一体となり支え合う様々な活動を30年にわたり展開している。活動地区の中学生の約8割が「たくましい久保っ子を育てる会」の活動に参加するほど浸透しており、地域社会の活性化とともに、同様の活動が県内にも波及している。中学生時に活動を経験した者の中には成人した後、活動に参加する者もあり、将来の地域活動を支える人材の育成に寄与している。

「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」(内閣総理大臣表彰)

(1) 認定特定非営利活動法人 カタリバ (東京都)

どんな環境に生まれ育っても「未来は創り出せる」と信じられる社会を目指して、平成13(2001)年に任意団体として設立。現在、活動人員は127名で、東京都杉並区に所在している。

主な活動として、子供や若者のアイデアや主体性を重視し、高校生のキャリア学習プログラム「カタリ場」、被災地の放課後学校「コラボ・スクール」、そして高校生による「マイプロジェクト」を展開。そこからさらに、都市部と地方のそれぞれの課題や子供の貧困問題など、社会の変化に応じて新たな事業に取り組んでいる。



(カタリ場の様子)

「カタリ場」、「コラボ・スクール」といった独創的な活動を展開し、14年間で1300校の高校を訪問し、約22万人の生徒に授業を届けるなど、その功績が絶大。「ナナメの関係による対話」によって高校生たちの意欲を高めるキャリア学習プログラム「カタリ場」をはじめ、活動参加者のアイデアや主体性を尊重した活動が参加者の成長に好影響を与え、子供たちのリーダーシップを育み、可能性を開

花させることに貢献している。東日本大震災による被害の大きかった地域に開校した「コラボ・スクール」では、子供たちの居場所作り、雇用の支援など、復興に貢献している。

(2) 伊藤 晴樹 (秋田県)

平成24(2012)年から個人で活動を開始する。

大学2年生の時に秋田大学の地域活性化に関するプロジェクトに参加したことを契機に、自分以外の学生も地域に出て活動する必要性を強く感じた。そして、秋田県の地域活性化のために学生が自主的に活動する組織（ARCグループ）を自ら立ち上げ、学生と地域、行政、大学が連携するシステムを作り上げた。



(活動の様子)

グループの代表として自らも地域へ足を運び、県内で初めて自治会等地縁団体と継続的なプ

プロジェクトを進めた。地域資源ガイドブックの作成、歴史や文化の保存活動、無農薬米の栽培等プロジェクトの内容也多岐にわたっており、後輩へと引き継がれた現在もプロジェクトが継続されている。

また、県内に6つの活動拠点を作り、1200名の交流人口を生み出したほか、県内の5つの大学が集まる団体へと成長させ、交流するネットワークを構築した。こうした活動が県や他のNPOから注目され、学生団体と地域団体をつなぐ機会となり、更に活動がロールモデルとなり学生と地域の連携の重要性が意識されるようになる等、大きな影響があった。

(3) 青少年の非行・被害防止全国強調月間（内閣府、警察庁）

内閣府は、昭和54（1979）年から、学校が夏休みに入る毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」として定め、幅広い関係府省の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の非行防止意識の高揚、非行など問題行動への対応の強化を図っている（第7-2図）。平成28（2016）年度は、次に掲げる7項目を重点課題とし、このうち、特にインターネットを通じた非行及び犯罪被害防止を最重点として各種取組を推進した。

- ・インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- ・有害環境への適切な対応
- ・薬物乱用対策の推進
- ・不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- ・再非行（犯罪）の防止
- ・いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
- ・青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

月間中は、関係府省や地方公共団体等において、各種イベントや広報啓発、有害環境浄化活動等が行われたほか、内閣府では、政府広報の新聞広告やテレビ等各種媒体を活用し、幅広い広報を行った。

警察庁は、平成28年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、「目で見える非行防止運動」として、非行防止を訴えるポスター約7万枚を作成して全国各地に掲示した。また、全国の主要なプロ野球場とプロサッカー競技場に対し、試合開催時の電光掲示板などを活用した広報への協力を依頼した。

(4) 児童虐待防止推進月間（厚生労働省、内閣府）

厚生労働省は、内閣府と共に、平成16（2004）年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っている（第7-3図）。月間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施している。平成28（2016）年度は、「さしのべて あなたのその手 いちはやく」を月間標語として決定し、「児童虐待防止対策協議会」の開催（11月10日）、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催（11月19日・福井県福井市）、

第7-2図 青少年の非行・被害防止全国強調月間



（出典）警察庁資料

広報用ポスター、リーフレット等の作成・配布、政府広報（新聞、BSテレビ番組）の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発を実施した。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している⁴。

(5) “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～（法務省）

法務省は、犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、昭和26（1951）年から、“社会を明るくする運動”⁵（第7-4図）を主唱し、毎年7月を強調月間として、全国各地で世論の啓発、社会環境の改善、犯罪の予防を目的とする地域住民の活動の促進などに努めている。この運動の実施に当たっては、保護司会、更生保護女性会、BBS会をはじめとする民間協力組織や地方自治体をはじめとする関係機関・団体の約3万団体の協力を得て、地域における更生保護への理解促進と犯罪予防のための広報啓発活動の強化に努めている。強調月間中は、全国各地で、犯罪予防活動、子育て相談活動、地域で非行問題や非行に陥った少年の立ち直し支援を話し合うシンポジウム、ミニ集会活動、各種広報活動のほか、ワークショップ、親子触れ合い行事といった子供の主体的参加を得た行事が積極的に実施されている。平成28（2016）年の本運動（第66回）では、「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」、「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」、「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」を重点事項として、全国各地で各種行事が行われた。また、次代を担う小中学生を対象に、平成5（1993）年の第43回から実施している“社会を明るくする運動”作文コンテスト⁶では、小中学校合わせて10,106校から約33万点の応募があった。

第7-3図 児童虐待防止推進月間



（出典）厚生労働省資料

第7-4図 社会を明るくする運動



（出典）法務省資料

4 「オレンジリボン運動」の一環として、平成28年度は全国70校の大学などが「学生によるオレンジリボン運動」を実施した。各学校では、学生が主体となり、近い将来親になる10代～20代の若者などに向けた広報啓発活動が行われた。

5 http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html

(6) 人権に関する啓発活動（法務省）

法務省の人権擁護機関では、児童虐待、いじめ、児童の権利に関する条約等の子供の人権に関する講演会等の開催、啓発冊子の配布等の各種啓発活動を実施している。また、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、12月4日から10日までの人権週間をはじめ、一年を通して啓発活動を実施している。このほか、小学生や中学生を対象とした以下の啓発活動を行っている。

- ・昭和57（1982）年から、「人権の花運動」を実施している。この運動は、子供が協力して花の種子などを育てることによって、優しさと思いやりの心を体得することなどを目的としたもので、平成28（2016）年度は、小学校を中心に3,823団体からの参加があった。あわせて、「いじめ」等について考える機会を与えることによって、子供たちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的とした「人権教室」も開催しており、平成28年度は938,766人の参加があった。
- ・昭和56（1981）年から、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。この事業は、中学生が作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けること等を目的としている。平成28年度に開催された第36回大会には、7,338校から972,553編の作品の応募があった。

(7) 国民運動としての「食育」の推進（農林水産省）

農林水産省は、毎年6月を「食育月間」と定め、全国的に、各種広報媒体や行事などを通じた広報啓発活動を重点的に実施するとともに、毎月19日を「食育の日」と定め、食育推進運動を継続的に展開し、地方自治体、関係団体などによる食育の促進を図っている。平成28（2016）年度の食育月間では、食を通じたコミュニケーション、望ましい生活リズム、健康寿命の延伸につながる健全な食生活、食の循環や環境への意識、伝統的な食文化に関する関心と理解及び食の安全の6つを重点事項として定めるとともに、全国規模の中核的な行事として、福島県などとの共催により「第11回食育推進全国大会inふくしま」（平成28年6月）を開催し、約2万6千人の来場を得た。平成29（2017）年度の食育月間では、岡山市などとの共催により、「第12回食育推進全国大会inおかやま」を開催する予定である。

また、平成28年度は、若い世代を対象とした望ましい食習慣の普及啓発等のボランティア活動について、他の地域でも参考となり得るような特に優れた取組を行っている10件の個人・団体に表彰を行った。平成29年度には、表彰の対象を拡大した新たな「食育活動表彰」において、第3次食育推進基本計画の重点課題である「若い世代を中心とした食育」を含む食育の取組について、その内容を広く国民に周知し、取組が全国に展開していくことを目的として表彰を行うこととしている。

さらに、政府広報では、ラジオやインターネットを活用し、食育に関する広報を行った。

(8) 子供や若者向けの情報提供（各省庁）

各府省は、キッズページなどを活用し、各種の情報が子供や若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう努めている。電子政府の総合窓口^{イーガブ}eGovでは、「子供向けページ集」として、各府省のキッズページなどのリンク集を公開している⁶。

2 保護者を含む大人に対する啓発（警察庁）

警察は、社会全体で子供・若者を見守る社会気運の醸成を図り、健全な育成を支援するため、PTA団体や自治体、企業等に対して地域の非行情勢や非行要因等について、幅広く情報発信を行っている。また、少年警察ボランティアなどの協力の下、通学時などの声掛け・あいさつ運動、職場体験やスポーツ活動を通じて大人との触れ合いの機会を提供するなど、少年が地域に受け入れられ、身の回りに常に自分のことを気にかけている「大人の目」があることを実感できる取組を推進し、少年の規範意識の向

6 <http://www.e-gov.go.jp/link/kids/index.html>

上を図っている。さらには、少年とその保護者が参加できる非行防止教室や親子カウンセリングを開催するなどしている。

3 家族や地域の大切さ等についての理解促進（内閣府）

子供と子育てを応援する社会の実現のためには、子供を大切に、社会全体で子育てを支え、個人の希望が叶えられるバランスの取れた総合的な子育て支援を推進し、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが国民一人一人に理解されることが必要である。

内閣府は、平成19（2007）年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後1週間を「家族の週間」と定めて、この期間を中心に、関係府省や地方公共団体、関係団体と連携して、様々な啓発活動を展開し、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図っている⁷（第7-5図）。

具体的には、フォーラムの開催や作品コンクールの実施を通じて普及・啓発活動を実施している。フォーラムは、「家族の日」に、地方公共団体などの協力を得て、家族や地域の大切さと呼び掛けるために開催しており、平成28（2016）年度は、三重県松阪市でフォーラムを開催した。フォーラムでは、有識者によるパネルディスカッションなどが行われた。作品コンクールについては、子育てを支える家族や地域の大切さの意識の高揚を図ることを目的として、家族や地域の大切さに関する「写真」と「手紙・メール」を公募し、優秀な作品を表彰している。平成28年度は、「写真」は、①子育て家族の力、②子育てを応援する地域の力、の2テーマを、「手紙・メール」は、小学生、中・高校生、一般の3区分で募集したところ、1304作品の応募があった。

第7-5図 「家族の日」、「家族の週間」ロゴマーク



（出典）内閣府ホームページ
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html>

第3節 国際的な連携・協力

1 国際機関等における取組への協力（外務省、厚生労働省）

我が国は、「児童の権利に関する条約」⁸、同条約を補完する「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」と「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」のそれぞれの締約国となっている⁹。締約国は、条約の実施状況や選択議定書の規定の実施のためにとった措置につき、専門家で構成される児童の権利委員会に定期的に報告するよう求められている。我が国は、条約の第3回政府報告などを平成20（2008）年に行い、平成22

⁷ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html>

⁸ 18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重・確保の観点から詳細かつ具体的な事項を規定したもの。平成元年の第44回国連総会において採択され、平成2年に発効。我が国は平成6年に批准。

⁹ 外務省児童の権利条約ページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>